# 文教厚生委員会 会議録

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

- 日 時 平成30年8月28日(火曜日)
  - 午後1時開会,午後3時5分閉会
- 場 所 第2委員会室

- 日程
- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
- (1) 教育委員会関係
- (2) 保健福祉部関係
- (3) その他
- 4 閉 会

## 出席委員(9名)

委員長 栁澤 明

副委員長 井上 圭一

委 員 松本 茂男

委 員 折本 明

委 員 福田 一夫

委 員 荒井 武

委 員 鈴木 一彦

委 員 下村 壽郎

委員 塚原 圭二

欠席委員(0名)

# 説明のため出席した者(24名)

教育長 井坂 隆

教育部長 服部 正彦

教育委員会参事 菊地 正和

教育総務課長 平井 康裕

学務課長 元川 宏

文化生涯学習課長 佐賀 憲一

スポーツ振興課根本 卓也国体推進課長北島 康雄指導課長鶴田 由紀子

第一学校給食センター所長 日下部 悦子

第二学校給食センター所長 多田 宏

 図書館長
 入沢 弘子

 図書副館長
 大貫 三千夫

 博物館副館長
 木塚 久仁子

上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長 黒澤 春彦

保健福祉部長 川村 正明 社会福祉課長 長谷川 雄一 障害福祉課長 加藤 史子 こども福祉課長 藤井 徹 高齢福祉課長 佐野 善則 国保年金課長 羽生 元幸 健康増進課長 塚本 浩幸 療育支援センター所長 直井 洋明 つくしの家所長 中村 孝一

\_\_\_\_\_

# 事務局職員出席者(1名)

係 長 宮崎 清司

傍聴者(0名)

- ○栁澤委員長 揃いましたので、ただ今から事前の文教厚生委員会を開会いたします。 協議事項に入ります前に、議長から説明があります。よろしくお願いします。
- ○海老原議長 お忙しいところ時間をとっていただきまして、ありがとうございました。 実は、今年度の決算特別委員会のメンバーの件についてお願いに来ました。というのはですね。決算特別委員会は今までどおり、来年の予算委員会から新しい方式ということで、議会運営委員会で決まりまして、皆さんにもご報告させていただいたんですが、ただ、去年の決算特別委員会からの反省がありまして、今までは、決算特別委員会を本会議の最終日にメンバーを決めて、それから日程調整をしていたんですが、去年は日程調整が非常に厳しいというのを受けまして、議会運営委員会でも了解をいただいたんですが、本日の事前委員会で、決算特別委員会のメンバーを各委員4名となってございますので決めていただいて、その方たちに4日の本会議初日の定例会終了後、内定した決算特別委員会のメンバーに集まっていただいて、この日に決算特別委員会の日程調整をさせていただきたいということで、ですから、私の方からは、今日の文教厚生委員会で、4名の決算特別委員会のメンバーを選出していただきたいとお願いに参った次第です。
- ○栁澤委員長 はい。わかりました。今日中に決めます。
- ○海老原議長 それでは、お願いします。

(海老原議長,退席)

○栁澤委員長 それでは、協議及び報告事項に入ります。

まず、議案関係平成30年度土浦市一般会計補正予算(第2回)案について、執行部より説明をお願いします。

○根本スポーツ振興課長 委員会資料1ページをお願いします。「川口運動公園野球場整 備事業」でございます。昨年7月にリニューアルオープンいたしました川口運動公園野 球場, J: COM スタジアム土浦につきましては, 1年を経過しまして多くの大会等に利 用され、好評を得ているところでございますが、一方では、課題も出ているという状況 でございます。1補正の理由に記載のとおり、硬式野球で使用する場合にはスタンドを 越えて,場外へファウルボールが飛び出す場合があります。スタンドの高さはメインス タンド,バックネット裏が17m,1・3塁側が12mでございますが,これを超えて 場外へファウルボールが飛び出すものです。この後の報告事項「川口運動公園野球場に おけるファウルボールによる車両破損事故の和解について」の中で詳しく説明させてい ただきますが、4月には同公園に隣接するホテルローブの駐車場に駐車してあった車両 に、ファウルボールが当たり車両の一部を破損するという事故が発生いたしました。3 ページをお願いします。上の図面をご覧いただきますと、図面左側の太い波線が敷地境 界線でございますが、1塁側スタンドに隣接した部分にホテルローブの駐車場があり、 黒い四角で示した場所に駐車してあった車両にファウルボールが当たったもので,写真 が被害の状況でございます。また、下の表は硬式野球大会時に場外へのファウルボール の状況を調査したものですが、高校野球では1試合3球程度ですが、プロ野球のイース タンリーグ戦では1試合で15球ファウルボールがスタンドを超えたという状況で,野 球のレベルが上がるほど増えるというものです。1ページにお戻り願います。このようなことから、場外へのファウルボールを減らす対策として、メインスタンド及び1・3塁側スタンドに防球ネットを設置するための実施設計を行うものですが、1・3塁側スタンドについては、スタンド改修時に設計済みのため、今回は、メインスタンド(バックネット裏)への防球ネット設置に係る実施設計を行うものでございます。2ページをお願いします。実施設計の対象でございますが、破線で示したメインスタンド部分でございます。1ページにお戻り願います。つきましては、来年度防球ネット設置工事を行うためには、今年度実施設計を行う必要があることから、委託料の増額補正をお願いするものでございます。2の補正予算額でございますが、9款教育費、6項保健体育費、3目体育施設費、13節委託料について、330万円を増額するものです。3の今後のスケジュールでございますが、今年度実施設計を行い、平成31年度のシーズンオフに設置工事を行う予定でございます。説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇折本委員 俺, 言うべと思ってたから良かった。
- ○栁澤委員長 はい。質問のある方どうぞ。

- ○栁澤委員長 それでは次どうぞ。
- ○北島国体推進課長 文教厚生委員会の4ページをお開きください。茨城国体準備事業 費に係る補正予算2本でございます。1つ目は国体関連事業費助成金で、補正の理由で ございますが、茨城県市長会から平成30年度国体関連助成金が交付されましたことか ら、歳入予算を増額補正するものでございます。この助成金でございますが、いきいき 茨城ゆめ国体及びいきいき茨城ゆめ大会の成功及び両大会を通じての地域の更なる発展 に供することを目的に県内32市に対し、一律500万円の助成がされたもので、使途 については市が実施する両大会の関連する事業に幅広く活用ができるものとなってござ います。本市での助成金の取扱いでございますが、中ほどの記載のとおり、今年度の2 019茨城国体土浦市実行委員会運営負担金の一部として充当いたしまして、財源構成 を行うものでございます。次に、2点目でございますが、国体開催に伴う防犯カメラ設 置事業に係る補正予算をお願いするもので、補正の理由でございますが、茨城国体に向 け、競技会場、施設、またその周辺の公共空間の安全安心を確保するため、県の補助金 を活用いたしまして、防犯カメラを設置するにあたり歳入歳出予算を増額補正するもの でございます。まず、6ページの資料で説明をさせていただきます。この度、設置いた します防犯カメラは合計12台となっておりまして、設置予定箇所は、①から③までが 競技会場施設の外側になりますが、軟式野球の会場となる J: COM スタジアムの川口運 動公園周辺に2台、水球大会の会場となる県立土浦第二高等学校周辺に1台、相撲会場 となる霞ヶ浦文化体育館周辺に3台の街頭防犯カメラを設置したいと考えてございます。 図面で示した箇所ですが、現時点での設置予定の箇所でして、細かな位置や取り付け方 法につきましては、現在、警察や関係機関と調整中でございます。次に、競技会場施設 の内側となります,本市で国体会場となります3つのうち,土浦二高と霞ヶ浦文化体育

会館は、既存の監視カメラが整備されておりますことから、今回の補正予算では①となりますが、既存のカメラが整備されていない川口運動公園の施設内に6台の監視カメラを設置したいと考えております。なお、地図の下の参考のところに記載させていただきましたが①から③までの競技会場の外側に設置する防犯カメラについては、今年度県で事業化がされました、茨城県街頭防犯カメラ設置促進事業費の補助の対象となりますことから、補助金の上限額20万円で6台分の補助金といたしまして、120万円を歳入として見込んでございます。4ページにお戻りいただきまして,大きな2番の補正額でございますが、歳入5節、茨城県街頭防犯カメラ設置促進事業費補助金といたしまして、ただ今ご説明させていただきました120万円でございます。歳出11節需用費は、防犯カメラ設置に伴う光熱水費で1万3、000円、13節委託料は、警察からの要請があった場合に防犯カメラから映像を取り出す作業を行います防犯カメラ画像記録複写作業委託料で16万2、000円、11節備品購入日は、防犯カメラ12台の設置費で690万円、歳出の合計707万5、000円の補正予算をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○栁澤委員長 それでは、委員の皆さん質問があれば。

(発言者なし)

○**栁澤委員長** それでは、次に、報告事項(仮称)土浦市立学校給食センター建築主体 工事請負契約の締結について、執行部より説明をお願いします。

○元川**学務課長** 学務課でございます。報告事項の1つ目、(仮称) 土浦市立学校給食セ ンター建築主体工事請負契約の締結について説明させていただきます。資料の7ページ をお願いいたします。本件につきましては、工事に係る契約案件で、契約額が1億5, 000万円以上となることから、議会の議決が必要となるもので、総務市民委員会の案 件ではございますが、文教厚生委員会に関連します学務課が所管する事業ですので、委 員の皆様に報告させていただくものです。(仮称) 土浦市立学校給食センターにつきまし ては,現在の第1・第2学校給食センターが,両施設ともに施設設備の老朽化が著しく, また、耐震基準も満たしていないことなどから、両施設を統合して1センター方式で旧 新治庁舎跡地に新たに学校給食センターを建設するもので、工事につきましては、建築 主体工事、電気設備工事、機械設備工事の3工事に分けて実施するものでございます。 当該建築主体工事につきましては、8月1日に入札を行い、8月2日に仮契約を締結し ており、工事名称、工事場所は資料に記載のとおりでございます。工期につきましては、 議会の議決をいただいた日の翌日から平成32年、再来年の2020年5月29日まで、 契約金額は12億5,172万円、契約の相手方は山本・佐々木特定建設工事共同企業 体,いわゆるJVでございまして,代表構成員は株式会社山本工務店でございます。概 要や工事内容につきましては、資料に記載のとおり、主に建物本体に係る工事でござい ます。8ページをお願いいたします。こちらが完成イメージ図で,西側から見た鳥瞰図 となっております。また、9ページが施設の配置図、10ページと11ページが1階と 2階それぞれの平面図で、当該施設につきましては、1階には主に各種の調理部門及び 事務室等の管理部門、2階には研修室等の見学部門及び調理員休憩室等の厚生部門を配

置いたします。

なお、スケジュールにつきましては、12ページのとおりで、本契約締結後、10月頃から工事に着工し、2020年5月末までに工事を完了させ、3か月の準備期間を経て、同年9月に供用開始する予定でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○栁澤委員長 それでは、委員の皆さん質問があれば。

#### (発言者なし)

- ○**栁澤委員長** それでは、報告事項(2)(仮称)土浦市立学校給食センター電気設備工 事請負契約の締結について、執行部より説明をお願いします。
- 〇元川学務課長 報告事項の2番目、(仮称) 土浦市立学校給食センター電気設備工事請 負契約の締結について説明させていただきます。資料の13ページをお願いいたします。 本件につきましても、先程ご説明させていただいた建築主体工事と同様、工事に係る契 約案件でございます。こちらの電気設備工事も、8月1日に入札を行い、8月2日に仮 契約を締結しております。工事名称、工事場所は資料に記載のとおりで、工期につきま しても、先程の建築主体工事同様、議会で議決をいただいた日の翌日から平成32年、 2020年の5月29日まででございます。契約金額は4億5、327万6、000円、 契約の相手方は栗原・星特定建設工事共同企業体で、代表構成員は栗原電業株式会社で ございます。主な工事内容につきましては、資料に記載のとおり、受変電設備や自動火 災報知設備等の電気設備に関する工事でございます。参考資料として、先程の建築主体 工事と同じものになりますが、14ページに施設配置図、15ページにスケジュールを 添付させていただきました。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
- ○栁澤委員長 はい、今の件について質問があれば、どうぞ。
- ○下村副委員長 電気設備工事で、太陽光発電のパネルは屋根が大きくて有効に使える んですが、そんな計画はしてないですか。
- ○元川学務課長 太陽光パネルについては計画してございません。
- ○下村副委員長 今後, やる予定は?
- ○元川学務課長 今,初めていただいたところですので、今のところ白紙の状態でございます。
- ○下村副委員長 やって欲しいなとは思いますが。
- ○栁澤委員長 他の委員はないですか。

- ○**栁澤委員長** それでは次に, (3)(仮称)土浦市立学校給食センター機械設備工事請 負契約の締結について,執行部より説明をお願いします。
- 〇元川学務課長 報告事項の3番目,(仮称)土浦市立学校給食センター機械設備工事請 負契約の締結について説明させていただきます。資料の16ページをお願いいたします。 本件につきましても,建築主体工事・電気設備工事と同様,工事に係る契約案件でござ います。こちらの機械設備工事も,8月1日に入札を行い,8月2日に仮契約を締結し ております。工事名称,工事場所は資料に記載のとおりで,工期につきましても,他の

工事と同様に、議会で議決をいただいた日の翌日から平成32年,2020年の5月29日まででございます。契約金額は8億2,226万3,400円,契約の相手方はテクノ菱和・常陽水道特定建設工事共同企業体で、代表構成員は株式会社テクノ菱和 茨城支店でございます。主な工事内容につきましては、資料に記載のとおり、厨房排水除害設備等の衛生主体工事、屋内外の空調機器設備等の空調換気設備工事などの機械設備に関する工事でございます。参考資料として、先程の電気設備工事と同様に、17ページに施設配置図、18ページにスケジュールを添付させていただきました。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○栁澤委員長 はい、今の件について質問があれば、どうぞ。

(発言者なし)

○**栁澤委員長** それでは次に、(4)財産の取得について 執行部より説明をお願いします。

○元川学務課長 報告事項の4番目,財産の取得について(仮称)土浦市立学校給食セ ンター厨房機器物品購入について説明させていただきます。資料の19ページをお願い いたします。本件につきましては、財産の取得に係る案件で、契約額が2,000万円 以上となることから、議会の議決が必要となるもので、ただいま説明させていただいた 3本の工事と同様に、総務市民委員会の案件ではございますが、文教厚生委員会に関連 します学務課が所管する事業ですので、委員の皆様に報告させていただくものです。こ ちらの厨房機器物品購入につきましては、公募型プロポーザルを実施いたしまして、平 成28年11月21日の(仮称)土浦市立学校給食センター厨房機器業者プロポーザル 選定委員会において,アイホー共同企業体を厨房機器購入業者として特定しておりまし たが、本年7月26日に見積合わせを行い、翌27日に仮契約を締結しております。名 称、納入場所は資料に記載のとおりで、期間につきましては、工事と同様に、議会終了 後の契約から平成32年,2020年の5月29日までとなります。契約金額は5億4, 637万2,000円,契約の相手方は、先程申し上げましたアイホー共同企業体、代 表構成員は株式会社アイホー東京支店で、プロポーザル実施済みのため、随意契約とな ります。概要につきましては、資料に記載のとおり、合計814台の各種厨房機器を購 入するものでございます。20ページをお願いいたします。こちらが厨房機器設置のイ メージ図でございます。他の参考資料につきましては、21ページが主な厨房機器の配 置図で、右上に凡例がございますが、①の電気式回転釜から⑦の配送用コンテナについ て、28ページから29ページに実物の写真、購入台数等に関する資料を添付させてい ただきました。また、22ページは作業動線図で、図面左の西側から食材等を搬入いた しまして、図面右の東側から給食を搬出する動線となっております。そして、AからK のアルファベットでお示しした各室に設置される厨房機器につきましては、23ページ から27ページの一覧表のとおりでございます。なお、スケジュールにつきましては、 30ページのとおりで、本契約締結後、建設工事に合わせて、来年、2019年9月か ら2020年2月にかけて厨房機器を設置し、試運転等を経て、同年9月に供用開始す る予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○栁澤委員長 それでは、委員の皆さん、質問どうぞ。
- ○鈴木委員 プロポーザルは何社ぐらい応募してきましたか。
- ○元川学務課長 全部で4社ございました。
- ○鈴木委員 名前を教えていただけますか。
- ○元川学務課長 プロポーザルでの性質, ほかの3社の不利益等も考えますと, 発表は 控えさせていただきたいと存じます。
- ○鈴木委員 ここが点数が高いから入ったっていうことね。
- ○元川学務課長 そうでございます。
- ○栁澤委員長 他にありますか。
- ○荒井委員 機械は何年くらい使う予定でいるんですか。
- ○元川学務課長 機械によって、異なってくる部分かと思うんですが、購入後1年間は 保証期間が設けられてございまして、その後は、どのようにするか検討中です。
- ○荒井委員 ということは、直すために保険か何か入ってるんですか。
- 〇元川学務課長 1年間は保証期間なので、何かあったときは業者の方で対応していただけると思うんですが、1年経過後の保証あるいは機器の調整が必要だと言う場合には、有償になると思いますので、その辺を年間で契約したほうがコスト的にいいのか、運営上こちらの方がいいのか、あるいは不具合があった都度呼んだ方がいいのか、どのような方式が良いか検討中でございます。
- ○栁澤委員長 他にありますか。

- ○**栁澤委員長** ないようでございますので、次にまいります。(5)川口運動公園野球場におけるファウルボールによる車両破損事故の和解について、執行部より説明をお願いします。
- ○根本スポーツ振興課長 委員会資料31ページをお願いします。「川口運動公園野球場におけるファウルボールによる車両破損事故の和解について」説明させていただきます。 先程,補正予算の中で説明させていただきましたが,場外にファウルボールが飛び出し,公園の敷地外に駐車中の車両に当たり車両の一部を破損させるという事故が発生いたしました。1. 事故発生の日時でございますが,平成30年4月21日(土)午後0時30分頃でございます。2. 事故発生の場所は,先程説明させていただきましたの省略させていただきます。3. 和解の相手方でございますが,当日は,(2)に記載の乙と,(3)に記載の丙が,練習試合をしていた際に場外に飛び出したファウルボールが,(1)に記載の甲の車両にボールが当たり車両の一部を破損させたもので,今回の当事者は,甲,乙,丙そして土浦市の4者となるもので,損害の補償について,市は3者と和解をしたものです。4. 事故の概要は,これまで説明したとおりでございます。5. 過失割合でございますが,市,乙及び丙が100%,甲は0%で,市,乙,丙の割合はそれぞれ1/3でございます。今回の件については,市の顧問弁護士とも相談をしながら和解をしたところでございますが,通常,公園内でのファウルボールによる事故については,被

害者と使用者の当事者同士の話し合いで解決していただくことが基本でございます。 しかし、今回は公園の外に駐車してあった、第三者の車両に損害を与えたものであるこ とから、施設管理者としての責任という判断から、利用者と市が修理費用を100%負 担することとし、話し合いによりそれぞれ1/3の負担割合としたものでございます。 6. 和解が成立したのは、平成30年8月8日(水)でございます。7. 和解の概要でご ざいますが、車両の修理費用は、9万8、615円でございましたので、過失割合のと おり、それぞれ1/3を支払うもので、土浦市は3万2、873円、乙及び丙は3万2、 871円でございます。8. 事故後の対応でございますが、(1) 来年度の防球ネット設 置に向けた実施設計について補正予算要求いたします。次に、使用者に、ファウルボー ルがスタンドを超え場外に飛び出す恐れがあることを許可の際に告知(弁護士からの指 導あり) するとともに、保険加入のお願い、事故があった場合には、使用者の責任にお いて対応するよう要請しております。33ページをお願いします。事故の再発防止策と して、ホテルローブの協力をいただきまして、硬式野球開催時には、図面下側の太い黒 線で示した部分を駐車禁止とし、その代替えとして、上の太い黒線で示した運動公園内 の駐車場を利用していただくこととしております。説明は以上でございます。よろしく お願いいたします。

○栁澤委員長 それでは、委員の皆さん、質問どうぞ。

- 〇栁澤委員長 それでは次に、(6) J:COMスタジアム土浦へ屋根を設置した場合の概算事業費等について、執行部より説明をお願いします。
- ○根本スポーツ振興課長 委員会資料34ページをお願いします。6月議会の文教厚生委員会の際、委員長よりJ:COMスタジアムのバックネット裏観覧席(メインスタンド)に屋根を設置した場合の概算事業費の算出及び財源となる補助金等があるのか調べて報告するよう、指示をいただきましたので、報告させていただきます。1. 工事の概要でございますが、(1)設置位置及び(2)規模については、まず、35ページをお願いします。屋根伏図でございます。上から見たところでございますが、黄色で示した部分が屋根で、奥行き15m、外周は100mでございます。36ページをお願いします。こちらは断面図でございます。観覧席に13mせり出すもので、バックネット裏観覧席の半分以上を覆うという規模で、高さは22mでございます。34ページにお戻り願います。(3)構造は、鉄骨造ガルバリウム製屋根、(4)概算事業費は、4億3千万円(5)施工期間については、360日、約1年かかりますので、1シーズンは休場、お休みしなければならないものです。(6)施工方法については、球場内から大型クレーンでの施工になることから、入場口の確保やグランドの養生、それに伴う復旧が伴うため、約1年の工期が必要となるものでございます。2. 補助金等につきましては、該当がありませんでした。説明は以上でございます。
- ○栁澤委員長 それでは、この件について質問のある方。
- ○折本委員 良かったよ。
- ○栁澤委員長 いやいや、これは概算についてだよ。

- ○**鈴木委員** これ,屋根よりも防球ネットのほうが高いんだよね。
- ○根本スポーツ振興課長 防球ネットの方が高いものを考えています。設計の中で、ど の辺の高さまでできるか検討するということです。
- ○栁澤委員長 あの、1ついいですか。この前聞けば良かったんだけど、施工方法は、 建設会社に確認を取ってありますか。現地を見せて。
- ○根本スポーツ振興課長 ネットの専門業者から取りまして, それを受けて, 住宅営繕 課に設計を組んでいただいたものです。
- ○栁澤委員長 いや違う,施工方法について。今の説明ではグラウンドの中からでないと施工できないよと説明があったけど,裏のスペースで出来そうな気がするんだよね。当然市内の業者に諮ったんだろうけれども,市内の業者では出来なくて,もしかしたらゼネコンなら出来る場合もあると思うんだよね。今のクレーンの技術は凄いものを持っているんで,1 c m単位で動かすことができるのね。ですから,グラウンドを1年間ストップしてやんなきゃ出来ないよというのが,やりたくないよという理由でしか私には聞こえない。今日,明日やろうっていう話しじゃないんで,施工方法にしてもね場外から出来るのか,出来ないのか,きちんとね,1社じゃダメだから,地元の業者で,4億や5億じゃゼネコンは来ないだろうけど,そういう技術的な部分は,きちんと押さえておいてもらってね。で,その上で,何としても1年間封鎖しないと出来ないよというのであればしょうがないけれども,いきなりヨーイドンで,だから出来ないよって,1年間閉鎖しちゃってどうすんのと,そういうふうにも聞こえかねない。きちんとした裏づけを出してもらってから結論を出しましょう。
- ○**荒井委員** 先ほどの委員長の意見には賛成で、断面図を見てもですねクレーンの脇、物凄く距離が必要になってくるわけですよね。中から入れちゃうと、それを脇につければ、そんなにいらないわけですから、本当に今の委員長の言った通りね、まず検討していただいてやってください。
- ○根本スポーツ振興課長 住宅営繕課の方で検討していただいて、高さがあるもんですから、クレーンの設置する場所は、陸上競技場の事務所の辺りまで影響してくるとのことだったものですから、中からしか出来ないと。
- ○**栁澤委員長** 専門業者の裏づけがあるのかと、確認してくださいということなんですよ。そこまでやってね、やっぱりグラウンドを潰さなきゃダメだよというのであれば、しょうがないでしょうよ。今の荒井委員の話というのはね、駐車場の方から伸ばした方が近いわけさ、下げれば下げるほど大型のクレーンが必要なのよ。裏の駐車場の方からの方が垂直に近い角度で作業が出来るんではないかと見えちゃうわけさ。後でまた相談しましょう。
- この件について、他にありますか。

- ○**栁澤委員長** それでは次に、(7) 平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価報告書について、執行部より説明をお願いします。
- ○平井総務課長 平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評

価報告書についてご説明をさせていただきます。資料は、別冊の資料2、「平成29年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価報告書」をお願いします。 資料2ページをお願いします。点検評価の趣旨につきましては、中段の枠内に「地方教 育行政の組織及び運営に関する法律」の抜粋が記載されております、第26条において 教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について、教育に関し学識 を有する知見の活用を図りながら点検評価を行い、その結果に関する報告書作成し、議 会に報告するとともに、公表しなければならないこととなっており、本市においては、 平成22年度より実施しているものでございます。つきましては、平成29年度の事務 の管理及び執行状況について一番下、4に記載をした3名の有識者に事業説明を行った うえでご意見を伺ったものでございます。資料3ページをお願いします。報告書の策定 にあたりましては、5. 策定経過のとおり6月26日に教育委員会において素案の報告 の協議をいただき、その後3回、7月4日、7月5日、7月30日の有識者会議におい て有識者の皆様よりご意見をいただき、8月21日の教育委員会定例会において議決を いただきましたので、議会に報告させていただくとともに、一般に公表をするものでご ざいます。事務事業の内容や有識者の意見等,報告書の説明は省略させていただきます ので、後程、目を通していただければと思います。説明は以上でございます。よろしく お願いいたします。

○栁澤委員長 それでは、この件について質問はありますか。

(発言者なし)

○**栁澤委員長** それでは次に,(8)上大津地区小学校の適正配置について,執行部より 説明をお願いします。

○元川学務課長 学務課でございます。資料の37ページをお願いいたします。上大津 地区小学校の適正配置につきましては、「土浦市立小学校適正配置実施計画」に基づきま して、平成29年4月より、関係者への説明を行い、上大津地区小学校適正配置検討委 員会を設置のうえ,同委員会を2回開催して具体的な適正配置のシミュレーション等に ついて協議・検討を進めているところでございます。今般、これまでの協議・検討内容 等に関する保護者及び地域住民説明会,また,第3回目の適正配置検討委員会を実施い たしましたので、その結果について報告させていただきます。まずは、保護者及び地域 住民説明会についてでございますが、「(1)開催日時等」に記載のとおり、6月20日、 21日,26日,27日の4日間にわたって小学校地区ごとに実施いたしまして,上大 津西小学校地区で24名、上大津東小学校地区で6名、菅谷小学校地区で15名、神立 小学校地区で14名,合計で59名の参加者がございました。説明会では,上大津地区 小学校の適正配置に係るこれまでの協議・検討内容等について説明させていただき、参 加者からは、「(3)」に記載のとおり、様々なご意見やご要望を頂戴しました。中でも、 次年度から複式学級となることが見込まれる上大津西小学校につきましては,すべての 地区で「早急に対応すべきである」との話があり、その手法については、「菅谷小学校と の統合」という具体的な意見・要望もございました。また、神立小学校に関しましては、 通学時の安全確保の面で、「常磐線の横断は危険」、「朝の渋滞がひどいためスクールバス

の運行は現実的ではない」等の理由により、「神立小学校を除いた3小学校で適正配置を検討してほしい」との話がございました。その他にも、「環境の変化に対応しなければならない子どもたちのことを最優先に考えて実施してほしい」、「統合校の場所は土浦第五中学校付近がよい」、「神立小学校と他の3小学校で分けて、それぞれの地区に義務教育学校をつくってほしい」等の意見・要望もいただきました。これらの意見や要望、そして、これまでの協議・検討内容を踏まえまして、7月31日に第3回上大津地区小学校適正配置検討委員会を開催いたしました結果が、次の38ページになります。

今回の検討委員会は,「(1) 開催日時及び場所」に記載のとおり,新治学園義務教育学 校を会場といたしまして、会議と併せて同校の内覧も実施いたしました。検討委員会で の協議の結果、今後のスケジュールにつきましては、「(3)議事結果」の「ア」に記載の とおり、まずは、平成30年、今年の10月頃に上大津西小学校の暫定的な対応に関す る中間提言を行うこととし、その後、平成31年、来年の6月頃に上大津地区全体の適 正配置に関する最終提言を行うこととなりました。続きまして、適正配置の方向性とい たしましては、「イ」に記載のとおり、今後も適正な教育環境の維持が可能な神立小学校 を除いた3校、上大津東小学校、上大津西小学校、菅谷小学校の諸問題解消のための適 正配置を行うこととし、そのための新たな学校の位置や形式については、継続して協議 することとなりました。また、3小学校の適正配置を進めるに当たりまして、上大津西 小学校につきましては、複式学級解消のため、平成31年度末までに暫定的に菅谷小学 校に統合して、早急に子供たちの健やかな教育環境を整えることとなりました。その他、 会議の中で委員の方々からいただいた意見等につきましては、「ウ」に記載のとおりで、 今後、これらの意見も踏まえて協議・検討を継続してまいりたいと考えております。最 後に,「3」として,上大津西小学校の暫定的な対応のスケジュール(案)を示させてい ただきました。当該案件につきましては、今後も、経過を報告させていただくとともに、 条例改正等の際にはご審議いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。 説明は以上でございます。

- ○栁澤委員長 それでは、質問をどうぞ。
- ○鈴木委員 神立は今,学年が何人ぐらいいるんでしたっけ?
- 〇元川**学務課長** 全部で学級数が19学級,児童数が468名,今年度の5月1日現在の数字でございます。
- ○鈴木委員 1学年3クラスぐらいで出来てるんですよね、神立小で、神立中が成立可能な規模になってるんですか。
- 〇元川学務課長 それは、1つの学校で義務教育学校。それは神立小の希望であれば、ただ、予算の面ですとかで検討委員会の中では実現は難しいのではないかという案も。あらゆるシュミレーションの中でお示しした中で、難しいのではないかという意見が出ております。
- ○鈴木委員 当然,地元の方からもそのような意見も出てくるような環境ですよね。
- 〇元川学務課長 今の報告で言いますと,過大規模校ということで,学校規模が大きくなり過ぎてしまう,あるいは,先ほどご案内したように,通学路で常磐線を横断するのは,親

としては心配だ, 危険だというご意見から, 神立小以外の3つの小学校で, 何かしらの統合校となるのか, これから引き続き協議なんですけど。どういったものを作るにしても神立小は現状のものが残るわけですから, そういった意見は今後も出てくる可能性は予想されると思います。

- ○鈴木委員 これは、現状を見てて、木田余東台の神立小寄りの子どもは、真小よりも神立に通った方が近いんじゃないかっていうところもあるし、新治だったら間違いなくスクールバスで通える子ども達が真小まで歩いていると、そういった現状も把握しながら考えていった方がよろしいと思うんですが。あくまでもこれは、児童保護者がどのように求めているかだから、私たちからは何とも言えないんですけれども、そういったことも起きてはいますよね。
- **○下村副委員長** 検討委員会ではですね、上東と上西と菅谷小を統合しますよと方向づけてるんですけれど、中学校を作るとは言ってないんですよね。
- ○元川学務課長 あくまでも3つの小学校の適正配置ということで,3つの小学校を何かしらの形で統合するという形で示しております。
- **○下村副委員長** わざわざ新治学園義務教育学校で,検討委員会を実施したわけですけ ど,何かメリットはあったんですか。
- ○元川学務課長 ここ最近,学校が新しくなるとこうなりますよというようなイメージ を。保護者の代表の方とかもいらっしゃいましたし,区長さんもいらっしゃったので,学 校はこんな感じですよと参考に新治学園におじゃましました。
- ○下村副委員長 施設一体型の小中一貫の義務教育学校のことを説明するんじゃなくて、 小学校として施設を、もし3つを統合した場合の小学校はこういう姿がいいだろうなと ういうような感じでそこでやったということなんですね。
- 〇元川学務課長 はい。
- ○下村副委員長 小中一貫の施設一体型を見てもらったのかどっちなんですか。
- ○元川学務課長 小学校の新しい建物は、こういった感じになりますよというようなことで、当日はそれを中心に低学年の教室ですとか、そういったところを見ていただいております。
- ○栁澤委員長 都和小なら新治に行く必要なかったもんな。
- 〇元川学務課長 新治は、新治ホールという広いホールがあって、会議の場所としてはそちらがいいんじゃないのかということでした。
- ○栁澤委員長 他にありますか。
- ○塚原委員 37ページの一番目なんですけど、上西小さんの参加者が24名、保護者さんの半数が来てると思うんですね。上東小は6人しか来ていないんですが。上東小のPTAの方から「もっと保護者に当事者意識を持ってもらえるような周知方法を検討すべき」とありますけれども、宍塚小学校のときも最初は何人も関心はなくて、いざやろうとしたら、何だそれ、とあったと思うんですね。周知にいろいろ出してるのに全然意識を持ってくれていないというのが一番問題だと思うんですよ。今後、どのようにやっていったらいいのか検討いただきたいので、よろしくお願いします。

- 〇元川学務課長 今,ご指摘のとおりでございまして,今回,説明会の前にも,その前段で,説明をやったときには,これ以上の方にはご参加いただいたんですけど,平日の夜というお忙しい時間だったというのも反省事項かなと思うんですけど,周知の方法ですとか,今後進展によって,その都度,説明会というのは必要になってきますんで,他の事例とか研究させていただいて,一人でも多くの方に興味を持っていただくように検討したいと思います。
- ○塚原委員 学校からお手紙を出して来てもらったんですか。
- ○元川学務課長 地元のお住まいの方は、回覧板のほうで対応していただいて、保護者の方には学校を通じてお願いしたということです。
- ○鈴木委員 新治の経験から言って、上東の6名というのは、想像なんですが、新治地区でやったのは、藤沢が児童保護者が多いのに一番少なかったんですよ、というのは、その当時の藤沢の人たちの考え方というのは、うちの学校が潰れるわけあんめぇと、みんな集まって来るんだから、聞きに行く必要がないだろうという考えが多分にあった。それが、だんだん方向性が変ってきて、新治学園となって父兄が途中から慌てだしたというようなこともあるので、おそらく上東の人たちは、うちのところが一番人口も増えているから、うちが潰れるわけないって言うので、興味が出ていない可能性があるので、その辺を上手に地元の人たちと協議しながらやっていかないと、最終段階になって急に上東のほうから意見が出始めるから、そういうこともあるんで早め早め対処したほうがいいと思います。
- ○栁澤委員長 他にございますか。

- ○**栁澤委員長** では、次に移ります。(9)「第87回土浦全国花火競技大会」開催に伴う 生涯学習館の臨時休館及び図書館の開館時間の変更について、執行部より説明をお願い します。
- 〇佐賀文化生涯学習課長 「第87回土浦全国花火競技大会」開催に伴う生涯学習館の臨時休館及び図書館の開館時間の変更について説明をさせていただきます。資料の39ページをお願いいたします。10月6日(土)に開催が予定されております土浦全国花火競技大会でございますが、花火の会場付近にございます、生涯学習館につきましては、駐車場が花火大会の臨時駐車として利用されております。昨年度までは図書館が併設されており、図書館の利用者がいたことから開館しておりましたが、生涯学習館としましては、普段の利用者も混雑を想定して貸館としての利用者はいなかったことから、今年度より臨時休館とするものでございます。また、図書館の開館時間につきましては、駅西口ペデストリアンデッキの上り口の閉鎖が午後6時であることや、シャトルバスの運行時間が午後2時30分から予定されており、混雑が予想されることから、利用者の安全確保と混雑緩和のため閉館の時間を、通常午後6時までのところ、3時間短縮し、午後3時までとするものでございます。なお、アルカス土浦1階にございます「市民ギャラリー」につきましては、1階のためペデストリアンデッキの閉鎖の影響が少ないことや、貸しギャラリーの利用者が花火のお客様の来場を見込んでいることから、通常の午

後6時までの開館とするものでございます。説明は以上です。よろしくお願いします。

- ○栁澤委員長 では、この件について質問はありますか。
- ○荒井委員 市民に告知するのは1週間で間に合うのかな。
- ○佐賀文化生涯学習課長 生涯学習館と図書館につきましては,今回の時間で決定をさせていただきまして,9月の中旬号の広報紙が花火の特集としまして発行しておりまして,裏面に交通規制図も載ってございますので,そこで市民の皆さんにお知らせしたいと思っております。それ以外の部分につきましては,警察との協議もございますので,当日対応するような形になってくるかと思います。
- ○**荒井委員** 看板を出すんですか。広報ばかりでなくて。
- ○佐賀文化生涯学習課長 ペデストリアンデッキにつきましては、上に溜まってしまうと非常に危険ということもございますので、ロープ等で張ってその先に進めないように封鎖をするように検討をすると実行委員会から聞いております。
- ○栁澤委員長 他にありますか。

- ○**栁澤委員長** それでは次に、(10)土浦市部活動の運営方針について、執行部より説明をお願いします。
- ○鶴田指導課長 全国的に新聞報道などもされていますが、この度中学校の部活動の運 営方針を策定いたしましたので御報告いたします。資料の40ページをお願いいたしま す。スポーツ庁から出されたガイドラインに沿って、本年5月に県教育委員会から「茨 城県運動部活動の運営方針」が発出されまして、市教育委員会及び校長は、その県の運 営方針に基づき「運動部活動の在り方に関する活動方針」を策定することといたしまし た。本年7月の教育委員会定例会において「土浦市部活動の運営方針」を策定しました ので、これに基づき、新治学園義務教育学校を含む各中学校毎に部活動の運営方針を8 月中に策定し、10月1日からこの運営方針の下で部活動を実施する予定でおります。 概要版が41・42ページでございます。本編は資料2でございます。概要版を使って 要点を御説明いたします。内容のほとんどの部分は,県の運営方針に基づいたものでご ざいまして,41ページ上段「策定の趣旨」の枠内1つ目の中点にあるとおり,生徒が 運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、豊かなスポーツライ フを実現するための資質・能力の育成を図ることやバランスのとれた心身の成長と豊か な学校生活を送ることが実現できるようにすることを重視いたしました。また、2つ目 の中点にあるように、学校教育の一環として、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率 的・効果的な運営に努めることに留意いたします。さらに、中央の1「学校教育の一環 としての運動部活動の適切な運営」の枠内一番下にあるとおり「生徒のバランスのとれ た生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化」いわゆる「働 き方改革」にも配慮していく必要があると考えております。実際の活動時間や休養日に ついては、42ページをお開きください。4「適切な休養日等の設定」に明記してござ います。活動時間につきましては、原則として、朝の活動は行わないとさせていただい てます。しかしながら,総合体育大会や新人体育大会などの1か月前からの期間など部

分的に、朝の部活動も可能とさせていただいております。また、休養日につきましては、 平日は少なくても1日、土曜日・日曜日は原則として1日以上を休養日とするなど、週 2日以上の休養日を設けるといたしました。また、今後の対応でございますが、40ペ ージにお戻りいただきまして、2番にありますとおり、市教委や各学校は、9月中にそ れぞれの運営方針を配付文書やホームページ等で生徒・保護者・地域へ周知し、平成3 0年10月1日から新しい方針の下、部活動を行ってまいります。説明は以上でござい ます。

○栁澤委員長 では、今の件について質問がある方。

# (発言者なし)

- 〇**栁澤委員長** 以上で,教育委員会から提出された資料の説明は終了しました。その他,何かありますか。
- ○菊地参事 資料はございませんので、口頭でご説明させていただきます。年度途中ではありますが、教職員の人事の案件がございますので、土浦第一中学校校長の小祝良信さんにおきましては、病気治療のため療体を断続的に取得してございましたが、治療に専念するため、8月31日付けで希望退職という形になりました。8月上旬に退職願いを受理できましたので、その後1か月事務所と協議をしながら、新任者について進め、9月1日付けで、新しい校長先生を迎えてスタートすることで、現在進んでおります。本人に内示は済んでおりますが、発令前のため、新しい方についてはこの場で公表はいたしません。今週、各学校で引継ぎをして、9月1日にスタートという形で、市の教育委員会では了承を得ています。なお、新しい人事につきましては、8月31日、または9月1日に新聞報道があるみたいです。そちらでご確認いただけたらと思います。
- ○栁澤委員長 その他,何かありますか。

## (発言者なし)

○栁澤委員長 なければ暫時休憩します。休憩後、保健福祉部を行います。 再開は、2時25分とします。お疲れ様でした。

(午後2時10分から午後2時25分まで休憩)

- ○**栁澤委員長** それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。続いて、保健福祉部の協議及び報告事項に入ります。まず、報告関係 1. 土浦市介護保険条例の一部改正の専決処分について、執行部より説明をお願いします。
- ○佐野高齢福祉課長 土浦市介護保険条例の一部改正について、専決処分いたしましたので、ご説明をさせていただきます。委員会資料の1ページをお願いいたします。一部改正の理由でございますが、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、介護保険法施行令の第38条第4項が削除され、新たに同様の内容を定める規定が、第22条の2第2項として定められたため、土浦市介護保険条例で同項を引用している条文第4条の改正が必要となるものです。なお、一部改正の施行日が平成30年8月1日であるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により、土浦市介護保険条例の一部を改正したものでございます。土浦市介護保険条例第4条は、介護保険料率の段階を定めているもので、前年度の合計所得金額により段階の判定を行っておりま

すが、租税特別措置法の規定が適用される場合には、合計所得金額から特別控除額を控除して得た額となります。この特別措置額を規定しているのが、介護保険法施行令第22条の2第2項になります。施行日につきましては、介護保険法施行令の一部改正と同日の、平成30年8月1日でございます。説明につきましては、以上でございます。

○栁澤委員長 委員の皆さん質問等ありますか。

- ○**栁澤委員長** それでは次に移ります。議案関係1. 土浦市家庭的保育事業等の設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)について、執行部より説明をお願い します。
- ○藤井こども福祉課長 保健福祉部資料2ページをお願いいたします。土浦市家庭的保 育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)について、ご説明 いたします。改正の理由につきましては、厚労省令である「家庭的保育事業等の設備及 び運営に関する基準」の一部改正があり、本条例は、この省令を引用していることから、 一部改正を行うものです。改正の内容でございますが、家庭的保育事業等は、子ども・ 子育て支援新制度により創設されたもので、0~2歳児までの保育事業を行います。家 庭的保育事業等には、定員5人以下の家庭的保育事業、定員6人から19人以下の小規 模保育事業, また, 事業所のなかで保育を行う事業所内保育事業が, 含まれております。 この家庭的保育事業等は、連携施設を確保することとされています。中段に記載してお りますが、連携施設は、家庭的保育事業者等による保育の終了後も、児童の保育が継続 されるよう、具体的には児童が3歳児になるときに入所できるよう、連携協力を行う施 設のことで,保育所,幼稚園,認定こども園が連携施設になります。連携施設は,家庭的 保育事業等の代替保育を行うとされています。代替保育は、家庭的保育事業所等の職員 が、病気や休暇等で、児童の保育ができない場合に、他の事業者が代わってする保育を いいます。家庭的保育事業等の代替保育の提供については、全国的に確保するのが困難 な状況となっていることから、代替保育の提供を保育所等以外の小規模保育事業者など から確保できるように、国の規定が緩和されたことについて、所要の改正を行います。 また、家庭的保育事業は、原則、自園調理により、食事を提供することとされておりま すが、自園調理が困難な施設に対して、現行の経過措置、5年間は自園調理しなくても よいとされているものを10年間に延長し、一定の条件を満たす事業者からの搬入がで きるように規定が緩和されたことについて、所要の改正を行います。土浦市の状況です が、現在、本市では、代替保育について、事例はありません。また、食事の提供につい て,本市には家庭的保育事業を行っている施設がありません。施行日は,公布の日とい たします。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
- ○栁澤委員長 では、委員の皆さま質問があれば。
- ○荒井委員 簡単に言うと、どういう事業なの。
- ○**藤井こども福祉課長** 保育を行う施設ということなんですが、保育所がいっぱいで入れない時、今、0歳児から2歳児までの保育のニーズが高まっておりまして入れない子もたくさんいるんですが、そういう子達を0歳から2歳児まで受け入れる施設というこ

とで始まった制度です。

- ○荒井委員 家庭とはどういう枠の括りなの。
- ○藤井こども福祉課長 家庭的保育事業につきましては、2番の中段、土浦市の食事の提供のところにありますが、定員5人以下の施設を家庭的保育事業といいまして、土浦にはまだありません。土浦にありますのは、小規模保育事業といいまして、定員6人から19人までの施設です。
- ○荒井委員 小さくしたやつなんだ。
- ○藤井こども福祉課長 保育所を小さくしたようなものです。
- ○栁澤委員長 他にどうぞ。

# (発言者なし)

- ○**栁澤委員長** なければ、それでは次に、2. 老人福祉施設開設準備経費助成事業の補 正予算(案)について、執行部より説明をお願いします。
- 〇佐野高齢福祉課長 委員会資料の3ページをお願いいたします。一般会計補正予算(案)の「老人福祉施設開設準備経費助成事業」についてでございます。まず,1の補正の理由でございますが,滝田一丁目に整備を進めております介護保険施設(特別養護老人ホーム)の開設準備経費につきましては、県の補助事業である「平成30年度茨城県地域医療介護総合確保基金事業」の補助対象となり、同施設の開設準備経費に対する補助金につきまして、今般、県の補助金の内示を受けたことから、増額補正をお願いするものでございます。対象となる経費や施設は、2の事業の概要に記載のとおり、開設前の備品購入費や職員の人件費、普及啓発費等で、対象となる施設は、「社会福祉法人桜水会」が整備を進めております「(仮称)特別養護老人ホーム滝田」でございます。建物は木造平屋建て、延床面積3、874、63㎡、定員数70人で、30年12月に開設を予定しております。補助金額は、定員1人あたり62万1、000円で、合計4、347万円となり、全額、県からの補助金でございます。説明につきましては、以上でございます。
- ○栁澤委員長 ただ今の件につきまして、質問があればどうぞ。

- ○**栁澤委員長** ないようですので、それでは次に、3. 地域密着型老人福祉施設整備推進事業の補正予算(案)について、執行部より説明をお願いします。
- 〇佐野高齢福祉課長 続いて、委員会資料の4ページをお願いいたします。一般会計補正予算(案)の2件目、「地域密着型老人福祉施設整備推進事業」についてです。まず、1の補正の理由でございますが、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化(個室化)への改修等支援事業が、県の補助事業である「平成30年度茨城県地域医療介護総合確保基金事業」の補助対象となり、同施設のユニット化(個室化)に対する補助金につきまして、今般、県の補助金の内示を受けたことから、増額補正をお願いするものでございます。対象となる経費は、既存の特別養護老人ホームの多床室を、利用者のプライバシー保護を目的として、間仕切り等を整備することによるユニット化(個室化)に対するものでございます。この整備推進事業の対象となる施設につきましては、2の事業概要に記載のとおりで、社会福祉法人「常新会」が運営しております、本郷にある「特別養護

老人ホームシルトピア」でございます。改修対象床数は4.4床で、補助金額は1床あたり7.0万円、合計3、0.80万円となり、全額、県からの補助金でございます。説明につきましては、以上でございます。

- ○栁澤委員長 ただ今の件につきまして、質問があればどうぞ。
- ○荒井委員 一床当たりの補助金の金額が、さっきのと8万円くらい違うんですが、どこが違うの?
- ○佐野高齢福祉課長 まず、1件目の開設準備経費につきましては、県のほうの補助事業なんですが、基準額というのが80万円の範囲で知事が定める額とされておりまして、平成30年度につきましては一人当たりの定員ですね62万1、000円ということで補助金の内示がございました。2件目のユニット化は、プライバシー保護を目的とした多床室を分けて、4人部屋だったものを4部屋の個室にするよう工事を行うものにつきましては、補助金の限度額70万円に対しまして、70万円がついたものでございます。以上です。
- ○下村副委員長 ユニット化というか、プライバシー保護のために間仕切りをしたりということで、4人入っていたところを、たとえば4人ずつにするのかわかりませんけれど、お金ってもっといっぱいかかるんでしょ、それのうちのこれだけ?全額じゃない? ○佐野高齢福祉課長 事前の申請時の金額でございますが、この工事にあたりましては、全体で3、850万円という金額が示されておりまして、3、850万円に対して3、080万円の補助ということになります。
- ○栁澤委員長 8割出るのか。
- ○佐野高齢福祉課長 事業所の負担があるということです。
- ○下村副委員長 よくテレビなんかでも報道されたんですが、こういう施設で火災が発生したりすると大変なことになっちゃうんですが、例えば、消防とか建築的な法令とかこの許可が出ているからこのような施設ができるということでよろしいですか。
- ○**佐野高齢福祉課長** そういった件については、全てクリアしております。
- ○栁澤委員長 他にありますか。

- 〇**栁澤委員長** それでは次に、4. 平成30年度土浦市介護保険特別会計補正予算(案) について、執行部より説明をお願いします。
- 〇佐野高齢福祉課長 委員会資料の5ページをお願いいたします。「平成30年度土浦市介護保険特別会計補正予算(案)について」でございます。今回の補正は、平成29年度の介護保険特別会計の決算に伴う精算によるもので、介護保険の制度上、毎年この時期に補正を行っているものでございます。1番の負担金・交付金等の返還につきましては、介護保険における国・県・支払基金交付金の負担金等は、給付見込額を基に算定し交付されておりますことから、給付額決定後、精算をするものでございます。平成29年度は、国庫負担金、国庫補助金、県負担金、県補助金、及び支払基金交付金について、保険給付額が見込みを下回ったことから、超過受入分について、返還するものでございます。続いて、次のページ、6ページをお願いいたします。2番、介護給付費準備基金積立に

つきましては、平成29年度の保険料不足分を基金から充当した残金、及び介護報酬等の返還分について、介護給付費準備基金へ積み立てを行うものでございます。この基金につきましては、給付費が見込みを上回った場合や、保険料が不足した場合に充当するための財源となるものでございます。次に、3番、平成29年度一般会計繰入金の精算でございます。これは、保険給付費や地域支援事業の市負担分及び低所得者の保険料を軽減するための国・県・市の負担分や職員給与費、事務費の繰入金でございまして、実績が確定したことから、超過受入れ分について、市の一般会計に返還するものでございます。7ページにつきましては、歳入・歳出の関係を一覧表にしたもので、歳入・歳出それぞれが、3、848万3、297円となっております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○栁澤委員長 質問があればどうぞ。

(発言者なし)

- ○栁澤委員長 1つ教えてください。5ページで、プラスになっているのは返すんだろうけど、マイナスのものはどうするの。
- ○佐野高齢福祉課長 国庫補助金のうちの地域支援事業費の一部分,介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業につきましては,若干足らなかった部分はあったんですが,地域支援事業の全体で見ますと,多くいただいておりましたので,地域支援事業がマイナスになっているのであれば,市から改めてお返しするという形になったかと思います。
- ○栁澤委員長 この中で、相殺して残金だけ返すと。
- ○佐野高齢福祉課長 そうです。全体で余った分をお返しするという形です。
- 〇**栁澤委員長** それでは次に、その他、1. 地域包括支援センターの体制整備について、執行部より説明をお願いします。
- ○佐野高齢福祉課長 委員会資料の8ページをお願いいたします。「地域包括支援センター体制整備」につきまして、ご説明をさせていただきます。この事業につきましては、30年の第1回議会の予算の概要、主要事業でご説明させていただきましたが、今後も増加する高齢者等への支援強化を目的に、土浦市社会福祉協議会に委託しております「地域包括支援センターうらら」のほか、30年10月から、委託による新たな地域包括支援センターを整備するものでございます。これまで、土浦市社会福祉協議会にございます「地域包括支援センターうらら」が市内全域を担当しておりましたが、平成30年10月から、別添のクリーム色の資料の下に記載がございますとおり、市の南部地区の中、三中、四中、六中地区を「地域包括支援センターうらら」が、そして、市の北部地区の二中、五中、都和、新治地区を新たな「地域包括支援センターかんだつ」が担当地区となりますので、ご報告を申し上げます。なお、新たな「地域包括支援センターかんだつ」につきましては、去る6月8日に公募型のプロポーザル方式による選定を実施いたしまして、「医療法人社団青洲会」神立病院でございますが、こちらが、事業者として選定されたものでございます。高齢福祉課からの報告につきましては、以上でございます。

○栁澤委員長 質問どうぞ。

## (発言者なし)

- ○**栁澤委員長** ないようですので次に進みます。それでは次に, 2. 避難行動要支援者 支援制度について, 執行部より説明をお願いします。
- ○加藤障害福祉課長 事前委員会資料9ページをお願いいたします。避難行動要支援者 支援制度につきましてご説明いたします。1,制度の概要につきましては、この制度は、 一人暮らしの高齢者や障害者など日常生活の中で手助けを必要とする人に対して災害時 などに地域の中で支援を受けられるようにする制度です。具体的には、災害時に自ら避 難することが困難な高齢者や障害者といった避難行動要支援者を対象に名簿を作成し平 常時から地域の避難支援関係者に提供して, 日頃からの見守り活動に活用するとともに, 災害時には、地域の助け合いによる安否確認や、避難支援に活用することで、支援を必 要とする方への被害を少しでも軽減しようとする制度でございます。(1)避難行動要支 援者の制度の対象者は、災害が発生、または発生する恐れがある場合に、自ら避難する ことが困難で、特に支援を要する方のうち次の方が対象となります。①介護保険要介護 3から5の認定を受けている方、②身体障害者手帳1から2級に該当する方、③療育手 帳Aまたは丸Aに該当する方、④精神障害者手帳1級の方、⑤その他、一人暮らしの高 齢者等支援を希望される方となっております。ただし、入院されている方や特別養護者 人ホームなどの施設等に入所されている方は除きます。また、日頃の見守り活動や災害 時の安否確認及び避難支援をお願いする(2)の避難支援関係者については, ①地区長 と②民生委員及び児童委員③自主防災組織の役員④社会福祉協議会⑤その他市長が必要 と認める者となっております。 2, 進捗状況と今後の予定でございますが、現在、避難 行動要支援者への同意手続きとして、対象の方々2、220人に名簿の登録のお願いの 通知を郵送しており、対象の方より登録の同意が得られれば、名簿を作成いたしまして、 地元自治会の地区長、民生委員、自主防災組織の役員等に名簿を提供いたしまして日頃 からの見守りや災害時の安否確認, 避難支援に活用していただきたいと考えております。 なお、避難支援者関係者への名簿の配付につきましては、9月頃を予定しております。 説明は,以上となります。
- ○栁澤委員長 質問はどうですか。

#### (発言者なし)

- ○**栁澤委員長** その他,何かありますか。なければ,執行部の方は退席して結構です。 (保健福祉部退席)
- **○栁澤委員長** まず、冒頭に議長より依頼がありました決算特別委員会の選出についてなんですが4人。まず自薦でまいりましょうか。

(塚原委員挙手あり)

- ○栁澤委員長 塚原委員。
- ○宮崎議会事務局係長 昨年と同様ですが、ベテラン議員と新人議員とバランスよく選出していただければと存じます。なお、慣例といたしまして、監査委員と正・副議長は選出しないとなっております。
- ○栁澤委員長 塚原委員はOKですね。井上委員はどうですか。

- 〇井上委員 はい。
- ○栁澤委員長 次はベテラン組み。鈴木委員は。
- ○鈴木委員 はい。
- ○栁澤委員長 荒井委員は。
- ○**荒井委員** 俺はダメだよ認知症が居るから。
- ○栁澤委員長 折本委員、最後にどうですか。先輩。
- ○折本委員 俺はやんねぇよ。
- ○栁澤委員長 残りは俺しかいないよな。では、そういうことで。

では、発表します。決算特別委員、当委員会からは、塚原委員、井上委員、鈴木委員、そ して私。その4人となりました。

(「よろしくお願いします」の声あり)

- 〇**栁澤委員長** 第2回議会報告会について, 11月10日(土)午後2時開会, 市民会館小ホール。報告者, 報告内容。これ, いつまでに決めるんだ。
- ○宮崎議会事務局係長 今定例会中です。
- ○栁澤委員長 内容については副委員長にお願いしちゃうか。

(「はい」の声あり)

- ○下村副委員長 はい。
- ○栁澤委員長 報告者についても、副委員長に一任でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

- ○下村副委員長 はい。では、後で。
- ○**栁澤委員長** 行政視察について、弥彦村のフッ化物洗口についてはこれで決まりですか。
- ○宮崎議会事務局係長 はい。
- ○**栁澤委員長** 2日目,長岡市の多世代健康づくりプランについて,もう1つ,新潟市のスマートウエルネスシティの取り組みについてなんですが,どちらがいいですか。内容はどちらも良さそうですね。

(「新潟で」の声あり)

○栁澤委員長 それでは、新潟でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

- ○宮崎議会事務局係長 ただ今のところ、9月定例会に上程される請願が1件・陳情が1件ございます。内容でございますが、請願につきましては、県の教職員組合から教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る請願書、陳情につきましては、土浦サッカー協会の会長から新治多目的グラウンドの全面人工芝化に関する陳情でございます。どちらも、先日の議会運営委員会におきまして、付託委員会が文教厚生委員会となったところでございます。なお、土浦サッカー協会会長からの陳情につきましては、意見陳述を希望してございますので、意見陳述者に日程を報告する関係上、委員会の開催日を協議していただきたく存じます。よろしくお願いいたします。
- ○栁澤委員長 13日で如何でしょうか。

- 〇井上委員 何時。
- ○栁澤委員長 通常通り午前10時からで如何でしょうか。

(「はい」の声あり)

- ○**栁澤委員長** 文教厚生委員会は、9月13日(木)、午前10時から開始いたします。 それで、冒頭に意見陳述をしていただくとしたいと思います。
- ○福田委員 冒頭に意見陳述ということは、陳情の審査をそのまま行うということですか。
- ○**栁澤委員長** 陳情の審査はそのようになります。その他,事務局からお願いします。
- ○宮崎議会事務局係長 続きまして、医師会との意見交換会についてでございます。 10月12日(金)午後7時から、よし町で開催することになってございますので、よろしくお願いいたします。最後に、お手元に通知がございますが、全員協議会の開催についてでございます。9月4日、議会初日、9時30分からとなってございますので、よろしくお願いいたします。
- ○栁澤委員長 その他,ありますか。

(発言者なし)

○栁澤委員長 では、以上で、文教厚生委員会を閉会します。お疲れ様でした。